セイコーマートクラブカード Plus Arubara会員特約

第１条（名称） 本カードは、株式会社セイコーマート（以下「セイコーマート」という。）と株式会社ジェーシービー（以下「JCB」という。）が提携して発行するもので、セイコーマートクラブカード Plus Arubara（以下「本カード」という。）と称します。

第２条（会員資格） 1.セイコーマートおよびJCB所定の入会申込書で本特約、JCB会員規約、Arubara特約、セイコーマートクラブポイントシステム規定、およびセイコーマートクラブ会員約款を承認のうえ入会を申し込み、セイコーマートおよびJCB（以下「両社」という。）が認めた方を会員（以下「会員」という。）とし、JCBが本カードを貸与します。 2.会員は、両社の会員資格を有するものとします。

第３条（提供サービスと利用） 1.セイコーマート（本条においてはセイコーマートが提携するサービス提供会社を含む。）が提供するサービスおよびその内容については、セイコーマートが書面その他の方法により通知または公表します。 2.会員は、サービスの利用等に関する規定等がある場合はそれに従うものとし、また、追加サービスを利用できない場合があります。 3.セイコーマートが必要と認めた場合には、セイコーマートはサービスおよびその内容を変更することがあります。 4.会員は、セイコーマートが提供するサービスを受ける場合、セイコーマート所定の方法により利用するものとします。

第４条（個人情報の取扱いおよび開示、訂正、削除） 会員および入会を申し込まれた方（以下併せて「会員等」という。）の個人情報の取扱いについては、セイコーマート個人情報保護方針に従うものとします。 セイコーマートは、お客様をはじめとする多数の個人情報を取扱う事業者として、個人情報の重要性を認識し、個人情報を適切に管理するため、個人情報保護に関する方針を次のように定め、社内体制の整備と諸施策の実施・維持それらの継続的な改善に努め、社会から信頼される企業を目指します。 1.法令等の遵守 役員および全ての従業員は、個人情報保護法、その他の関連法規および社内規則を遵守します。 2.個人情報の収集・利用 (1)個人情報を取得する場合には、適切な方法で利用目的の通知または公表を行います。但し、取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき、または正当な理由があると認められるときは除きます。利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると客観的に認められる範囲を超えないものとし、変更後の利用目的についても適切な方法で通知または公表します。 (2)収集した個人情報は次に掲げる利用目的の範囲内において利用します。 ①お客様からのお問い合わせ・ご意見・ご要望に対して回答するため ②お客様へチラシ広告等による商品情報やサービスを確実にご案内するため ③お客様のお買い上げ商品の配達のため ④懸賞・イベントキャンペーンなどにご当選されたお客様への景品等の発送のため ⑤お客様にご依頼をいただいた資料などを送付するため ⑥お客様のお住まいの地域、性別などから、弊社の商品開発やマーケティング活動のための統計資料等を作成するため ⑦お客様とのお取引内容に関する確認、ご連絡のため ⑧クラブ会員の皆様にカード利用等に関するアンケートを行うため ⑨クラブ会員の皆様に特典、商品サービス等のご案内を行うため ⑩お客様との通話内容の録音およびセイコーマート店舗等での撮影については、会話内容の確認または防犯のため ⑪上記の他、弊社がお客様にお知らせし、ご了解をいただいた目的に利用するため 3.個人情報の適正管理 お客様の個人情報に関して不正アクセス、紛失、盗難、破壊、改ざん、漏えいなどが起こらないように以下に定める適切な管理を行います。 (1)個人情報保護管理責任者を選任し、個人情報保護の実施に必要な権限を与え、適切な管理を行います。 (2)社内規則を制定し、役員と全従業員に対する教育訓練等を通じて周知徹底を図ります。 (3)定期的に適切な監査を行い、個人情報保護に係る社内体制・システムを見直します。 4.第三者への開示 提供いただいた個人情報につきましては、以下のいずれかに該当する場合を除き、第三者に提供・開示等は一切いたしません。弊社がお客様の個人情報を提供または開示した委託先、関連会社または各店舗についても同様とします。 (1)お客様の同意をいただいている場合 (2)本条第2項(2)記載の目的および収集にあたって明らかにした目的のため、商品・サービス案内等の業務を委託するための委託先および弊社の業務委託先である関連会社またはセイコーマートチェーン各店（セイコーマート、ハセガワストア、タイエー各店舗）に開示する場合 (3)お客様からお問い合わせをいただいた場合、もしくは商品および取引内容に関する確認・ご連絡が必要な場合に、店舗または商品製造元等のお取引先から直接回答・ご連絡させていただくのが適当と弊社が判断した場合 (4)統計情報（お客様個人を特定できない情報）として利用する場合 (5)法令に基づく開示や、お客様または公共の利益を守るために必要であると考えられる場合 5.委託先の管理 お客様の個人情報を提供または開示する委託先、関連会社または各店舗に対し適切な取扱いおよび保護を行います。 6.共同利用 お客様からご提供いただいた個人情報を本条第２項(2)記載の目的のため、セイコーマートチェーン各店および弊社の業務委託先と共同利用することがあります。 7.改善 お客様の個人情報の取扱いに関する法令等を遵守するとともに、本方針および本方針に基づく規則や運用を適宜見直し、改善を図って参ります。従って、本方針が予告なしに変更されることがあることを予めご了承ください。 8.個人情報の開示、訂正、削除等 お客様から自己の情報について開示、訂正、削除等を求められた場合は、当該ご請求がお客様ご本人によるものであることを確認させていただいた上で、特別な理由がない限り、合理的な期間内に対応いたします。本特約末尾のお問い合わせ窓口までお申し出ください。但し、お客様ご本人の情報についての開示の際には、１件につき500円の手数料をいただきます。

第５条（届出事項の共有） 会員が、セイコーマートまたはJCBに対して届け出た氏名、住所、電話番号、勤務先等について変更があり、セイコーマートまたはJCBの一方に対して変更の届け出があった場合には、当該届け出いただいた情報について、両社の間で共有することに、会員は予め同意するものとします。

第６条（利用内容の共有） 1.会員は、セイコーマートが会員に対してサービスを提供する必要がある場合において、会員の本カードの利用内容を、両社において共有することに予め同意するものとします。 2.会員は、JCBが会員に対して会員のセイコーマートの指定する店舗・諸施設（以下「指定店」という）の利用内容に応じたJCB商品の優遇サービス等、JCBのサービスを提供する必要がある場合において、会員の指定店での利用内容を、両社において共有することに予め同意するものとします。なお、会員は、当該情報についての開示、訂正、削除の申し出を、JCB会員規約に記載の窓口、方法で行うものとします。

第７条（会員資格の喪失） 会員がクラブ会員資格またはJCB会員資格のいずれかを喪失した場合は、本特約による会員資格も喪失するものとします。

第８条（本特約の改定および規定外事項） 本特約に定めのない事項については、JCB会員規約、Arubara特約、およびセイコーマートクラブポイントシステム規定が適用されるものとし、JCB会員規約、Arubara特約、およびセイコーマートクラブポイントシステム規定に定めのない事項については、セイコーマートクラブ会員約款が適用されるものとします。

＜ご相談窓口＞

当社に対する個人情報の開示、訂正、削除などの会員の個人情報に関するお問い合わせについては、下記にご連絡ください。
セイコーマートカードデスク
札幌市中央区南９条西５丁目パーク９・５ビル
0120-515-413
（月～土曜日９：00AM ～５：00PM、年末年始は除く）

（TK436700・20210621）

セイコーマートクラブポイントシステム規定

第１条（規定の目的等） 1.本規定は、株式会社セイコーマート（以下「セイコーマート」という）と株式会社ジェーシービー（以下「JCB」という）との提携により発行するセイコーマートクラブカード Plus Arubara（以下「本カード」という）の利用に応じ、セイコーマートが本カードの会員（以下「会員」という）に対して提供する特典の一つであるセイコーマートクラブポイントシステム（以下「ポイントシステム」という）の内容およびその特典を受けるための条件を定めたものです。 2.セイコーマートならびにJCBは、必要と認めたときはいつでも、会員に予めまたは事後に文書またはセイコーマートホームページで通知することにより、本規定を変更することができるものとします。

第２条（ポイントシステムの内容） 1.ポイントシステムとは、セイコーマートの定める一定の条件のもとにセイコーマートが所定のセイコーマートクラブポイント（以下「ポイント」という）を付与し、セイコーマートが別途定めた方法によりセイコーマートが別途定めた商品を還元する制度です。 2.会員がセイコーマートクラブもしくはJCB会員資格を喪失した場合は、ポイントシステムを利用することはできません。 3.本カードには、JCBが行う「Oki Dokiポイントプログラム」は適用されません。

第３条（ポイントの付与） 1.ポイントには次のとおり２種類あり、(1)と(2)のポイントがそれぞれ付与されます。 (1)会員がセイコーマートの指定する店舗・諸施設（以下「指定店」という）にて本カードを提示し、現金での支払いまたは本カードにより信用販売を受けることにより付与されるポイント。 (2)会員がセイコーマート指定店を除くJCB加盟店で本カードにより信用販売を受ける商品、役務等の購入金額に応じて付与されるポイント。 2.第１項(1)のポイントは、課税前のお買い物金額から、セイコーマートが別途定めるポイント対象外の商品を除いた合計金額（以下「お買い物金額」という）に応じて会員に付与されるものとします。 3.第１項(2)のポイントは、JCB所定の方法により締め切られた本カードのご利用代金のうち、金融サービス、各種ローン、ショッピングリボ払い・分割払い手数料、本カード年会費、その他JCB所定のものを除いた合計金額（以下「カード利用金額」という）に応じて会員に付与されるものとします。 4.セイコーマートおよびJCBは、会員が本規定、JCB会員規約、セイコーマートクラブカード Plus Arubara会員特約、Arubara特約、およびセイコーマートクラブ会員約款を遵守していないと認めた場合、当該会員へのポイント付与を拒否することができます。

第４条（ポイントの取消） 商品、役務等の購入取消等により会員のカードご利用代金の全部、または一部が取り消された場合、または現金が払い戻された場合、当該取消額または当該払戻額に応じたポイントはセイコーマートまたはJCB所定の方法により取り消されるものとします。

第５条（ポイントの計算） 1.第３条第１項(1)のポイントは、第３条第２項に基づく指定店でのお買い物金額に対してセイコーマート所定の率を乗じて算出します。 2.第３条第１項(2)のポイントは、第３条第３項に基づく各月のカード利用金額に対してセイコーマート所定の率を乗じて算出します。

第６条（ポイントの有効期限） 1.第３条第１項(1)のポイントの有効期限は、セイコーマートクラブ会員約款の定めるところとします。 2.第３条第１項(2)のポイントの有効期限は、JCB所定の締め切り日がある月の24ヵ月後の末日とし、有効期限を過ぎたポイントは、自動的に失効するものとします。

第７条（会員へのポイント告知） 1.第５条第１項に基づき算出されたポイントは、セイコーマート所定の方法により告知します。 2.第５条第２項に基づき算出されたポイントは、JCBから会員へのカードご利用代金明細書に表示します。

第８条（ポイント還元の条件） 会員は、次の各号の条件をすべて満たした場合、第５条第１項に基づき算出されたポイントのうち前月末までの累計ポイントおよび第５条第２項に基づき算出されたポイントを合算したポイント（以下「交換可能ポイント」という）に基づく還元を申請することができます。ただし、セイコーマートまたはJCBは、所定の審査により会員が本規定、JCB会員規約、セイコーマートクラブカード Plus Arubara会員特約、Arubara特約、もしくはセイコーマートクラブ会員約款を遵守していないと認めた場合は、当該会員のポイント利用を拒否または保留することがあります。 (1)当該会員の交換可能ポイントが、セイコーマート所定のポイント数以上であること。 (2)当該会員が、ポイントの還元を受ける時点で会員資格を有していること。

第９条（還元の方法） 1.会員は、セイコーマート所定の時期・方法によりポイント還元の申請をすることとします。 2.還元にあたっては、付与された時期の古いポイントから順に充てるものとし、蓄積された有効なポイント残高は、そのポイントの有効期限内において、次回以降の還元対象となるポイント残高に充てることができます。

第１０条（公租公課） 会員は、ポイントシステムによって還元を受けた商品について公租公課が課せられる場合、当該公租公課を負担するものとします。

第１１条（権利の消滅） 会員は、本カードの会員資格を喪失した場合は、累積されているポイントはすべて自動的に失効すること、および本規定におけるすべての権利も自動的に消滅することに異議ないものとします。

第１２条（権利の譲渡等の禁止） 会員は、理由の如何を問わず、ポイントシステムにおける権利・義務を他人に貸与・譲渡・担保提供し、また相続させることはできません。

第１３条（ポイントシステムに関する疑義等） ポイントの付与、ポイントの有効性、還元に関する疑義、その他ポイントシステムの運営に関して生じる疑義は、セイコーマートまたはJCBの決定するところとします。

第１４条（終了・中止・変更等） 1.セイコーマートならびにJCBは、ポイントシステムを終了、中止、もしくは内容変更することがあります。 2.ポイントシステムの内容は、法令等により規制されることがあります。

（TK436701・20210621）